

公益財団法人 東京都 防災・建築まちづくりセンター 確認申請等・計画通知等手数料(非課税)

**[建 築]** 法第6条第1項第3号及び特定木造建築物（木密地域内の一戸建ての住宅に限る） (単位 円)

申請区分	建築確認	完了検査
床面積の合計		
200㎡以内のもの	32,000	38,000
200㎡を超え、300㎡以内のもの	52,000	52,000

**[建 築]** (単位 円)

申請区分	建築確認	中間検査	完了検査	
			中間検査なし	中間検査あり
床面積の合計				
200㎡以内のもの	56,000	64,000	66,000	64,000
200㎡を超え、300㎡以内のもの	85,000	82,000	90,000	88,000
300㎡を超え、500㎡以内のもの	128,000	95,000	100,000	98,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	155,000	120,000	158,000	155,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	235,000	185,000	219,000	215,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	345,000	210,000	268,000	260,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの	410,000	240,000	286,000	278,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	455,000	250,000	320,000	310,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの	500,000	290,000	356,000	340,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの	530,000	310,000	384,000	364,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	580,000	330,000	420,000	400,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	730,000	400,000	518,000	490,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	880,000	520,000	648,000	620,000
30,000㎡を超え、40,000㎡以内のもの	1,000,000	680,000	810,000	780,000
40,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,100,000	780,000	930,000	900,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,550,000	980,000	1,130,000	1,100,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	2,050,000	1,350,000	1,530,000	1,500,000
200,000㎡を超え、300,000㎡以内のもの	2,550,000	1,600,000	1,930,000	1,900,000
300,000㎡を超えるもの	3,000,000	2,000,000	2,430,000	2,400,000

- 【備考】**
- 当センターで確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転を除く）は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1。（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する床面積）また、計画変更の申請に合わせて申請する、建築・構造・設備・省エネ（仕様基準）の軽微変更がある場合は、2000円ずつ加算する。
  - 当センターで建築物の移転・大規模の修繕・大規模の模様替・用途変更をする場合の建築確認手数料は、当該移転、修繕模様替又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1。
  - 当センターで建築物の増築により既存部分の遡及適用が及ぶ場合の建築確認手数料には、既存遡及する部分の床面積の2分の1の建築確認手数料を加える。
  - 当センターで確認を受けていない建築物の計画変更・検査手数料には、上記で算出した建築確認手数料の半額を加える。
  - 現場検査の結果、改めて現場検査を行うこととなった場合は、当初申請にあたって算出した手数料の2分の1を再度の現場検査手数料として加える。
  - 告示計算を用いる避難安全検証による審査手数料は別途見積りとする。
  - 告示計算を用いる耐火性能検証による審査手数料は別途見積りとする。
  - 特殊な構造計算（限界耐力、告示免震等）による審査手数料は別途見積りとする。
  - 電子申請による申請手続きが行われ、消防同意に必要な図書類を当センターが紙に出力する場合は、別途手数料を加える。
  - 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。
  - 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。
  - その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でない認められた場合は別途定める額とすることが出来る。

**[届出手数料]** (単位 円)

種別	手数料
証明書発行	3,000
軽微変更	5,000 (構造・設備・省エネ（仕様基準）の変更がある場合は、2000円ずつ加算とする。また、構造・設備・省エネ（仕様基準）のみの変更は5000円とする。)

**[建築] に関して加算される手数料**

- ① 申請床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 以内の構造審査
- ② 構造計算を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る審査
- ③ 構造計算適合性判定を省略する建築物（ルート 2）に係る審査
- ④ 特定天井に係る審査
- ⑤ 天空率の審査
- ⑥ 建築物省エネ法に係る建築物に係る審査
- ⑦ 建築物省エネ法による基準省令に基づく基準（仕様基準）による審査手数料
- ⑧ 省エネ適合性判定等に係る軽微変更手数料

以上の審査に係る物件に関しては、上記 [建築] に係る手数料に下表の料金をそれぞれ加算した額とする。

**① [申請床面積の合計が 300 m<sup>2</sup> 以内の構造審査の手数料]** (単位 円)

仕様規定による構造審査 (特定木造建築物)	15,000※
構造計算による構造審査	30,000

※木密地域内の一戸建ての住宅で特定木造建築物には加算しない。

**② [構造計算を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る審査の手数料]** (単位 円)

床面積の合計	審査手数料
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	建築確認手数料 × 30% × (構造計算を要する構造上の棟数 - 1)
500 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	建築確認手数料 × 20% × (構造計算を要する構造上の棟数 - 1)
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	建築確認手数料 × 10% × (構造計算を要する構造上の棟数 - 1)

**【備考】** 1. 構造計算を行った棟数が 2 以上の申請に限る  
 2. 型式認定取得物件、国土交通大臣の認定を行けている建築物又は棟を除く  
 3. 構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物又は棟を除く

**③ [構造計算適合性判定を省略する建築物（ルート 2）に係る審査等手数料]** (単位 円)

床面積	構造計算適合性判定を省略し確認審査を行うもの (ルート 2)	構造計算適合性判定を行うもの
1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	125,000	10,000/件
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	167,000	
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	192,000	
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	255,000	
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	469,000	

**【備考】** 1. 「構造計算適合性判定を省略する確認審査を行うもの」の手数料とは、比較的容易な構造計算（いわゆるルート 2）で構造計算適合性判定を省略する場合の審査等手数料  
 2. 「構造計算適合性判定を省略し確認審査を行うもの」の手数料は、構造上別棟となる部分ごとの床面積によりそれぞれ算定する。  
 3. 「構造計算適合性判定を行うもの」の手数料とは、構造適合性判定との整合性確認等の事務手数料

**④ [特定天井に係る審査手数料]** (単位 円)

申請区分	確認申請	計画変更
特定天井部分の床面積		
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	120,000	96,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	180,000	144,000
1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	240,000	192,000

**【備考】** 1. 一の特定天井部分ごとの床面積によりそれぞれ算定する。

**⑤ [天空率の審査手数料]** (単位 円)

審査手数料
建築確認手数料の 10%

**【備考】** 1. 下限値を 5,600 円とする  
 2. 道路、隣地、北側高さ制限における 2 以上の審査を要する場合も上記のとおり  
 3. 軽微変更を除く

⑥ [建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物に係る審査手数料]

(単位 円)

省エネ適合性判定等を要する部分		建築する部分全てが省エネ適合性判定等を要するもの
申請区分		
建築確認		10,000/件
完了検査	当センターから直前の適合性判定等を受けた建築物及び仕様基準に基づく建築物	完了検査手数料×20%
	当センター以外から直前の適合性判定等を受けた建築物	完了検査手数料×40%
仮使用認定	当センターから直前の適合性判定等を受けた建築物及び仕様基準に基づく建築物	仮使用認定手数料×20%
	当センター以外から直前の適合性判定等を受けた建築物	仮使用認定手数料×40%
<p>【備考】 1. 「建築確認」での手数料は、省エネ適合性判定との整合性確認等の事務手数料。                  2. 省エネ適合性判定等は、建築物の省エネ性能の適合性判定にあたって、省エネ適合性判定通知書及び設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合。</p>		

⑦ [建築物省エネ法による基準省令に基づく基準(仕様基準)による審査手数料]

(単位 円)

一戸建ての住宅	20,000
共同住宅・長屋	50,000に戸当たり2,500を加算(棟毎)
<p>【備考】 1. 誘導仕様基準による場合は、上記手数料に10%加算する。</p>	

⑧ [省エネ適合性判定等に係る軽微変更手数料]

(単位 円)

ルートA	5,000
ルートB	10,000
ルートC 省エネ計画変更	10,000
<p>【備考】 1. 省エネ計画変更は、建築基準法令の規定に係る計画変更を伴わない場合。                  2. ルートCは、省エネ適合性判定等による軽微な変更該当証明書等の写し(軽微な変更該当証明等に要した図書を含む)の提出する場合。(省エネ適合性判定等の審査が別途必要になる。)                  3. 省エネ計画変更は、省エネ適合性判定等による省エネ適合判定通知書(計画変更)等の写し(省エネ適合判定通知書等(計画変更)に要した図書を含む)の提出する場合。(省エネ適合性判定等の審査が別途必要になる。)</p>	

**[仮使用認定]**

(単位 円)

仮使用申請部分の床面積の合計	仮使用認定
200㎡以内のもの	82,000
200㎡を超え、300㎡以内のもの	110,000
300㎡を超え、500㎡以内のもの	150,000
500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	198,000
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	280,000
2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	330,000
3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの	375,000
4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	420,000
5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの	465,000
6,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの	540,000
8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	580,000
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	700,000
20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	860,000
30,000㎡を超え、40,000㎡以内のもの	1,000,000
40,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,150,000
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,320,000
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,800,000
200,000㎡を超え、300,000㎡以内のもの	2,300,000
300,000㎡を超えるもの	2,850,000

**【備考】** 1. 当センターで確認を受けていない仮使用認定手数料には、建築確認手数料の半額を加える。  
 2. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。  
 3. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。  
 4. その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でないと認められた場合は別途定める額とすることが出来る。

\* : 上記手数料に ⑥ [建築物省エネ法に係る建築物に係る審査手数料] を加算した額となる。

**[工作物]**

(単位 円)

申請区分 工作物の高さ	確認申請	計画変更	完了検査
4m以内のもの	26,000	21,000	29,000
4mを超え、10m以内のもの	49,000	39,000	53,000
10mを超えるもの	95,000	79,000	105,000

**【備考】** 1. 工作物1基についての手数料である。  
 2. 特殊な工作物（風車、10m超えの高架水槽塔、電波塔等）は別途見積りとする。  
 3. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。  
 4. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。  
 5. その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でないと認められた場合は別途定める額とすることが出来る。

**[建築設備]**

(単位 円)

申請区分 建築設備の種類	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機（併願含む）	26,000	15,000	37,000
小荷物専用昇降機（併願含む）	11,000	8,000	22,000
ホームエレベーター（併願含む）	20,000	11,000	28,000
上記以外の建築設備	24,000	13,000	35,000

**【備考】** 1. 昇降機、小荷物専用昇降機及びホームエレベーターは1基についての手数料である。（建築基準法上の昇降機等に限る。）  
 2. 手数料の納入方法は、センターの指定する銀行口座へ振込にて支払う。  
 3. 手数料の納入時期は、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター確認業務約款第5条による。  
 4. その他特別な事情により、上記に掲げる手数料が適当でないと認められた場合は別途定める額とすることが出来る。

**[遠距離加算]**

(単位 円)

エリア	市区町村	検査1回あたりの加算額
Aエリア	23区	なし
Bエリア	武蔵野市、三鷹市、西東京市、調布市、狛江市	3,000
Cエリア	八王子市、町田市、多摩市、清瀬市、小平市、東村山市、国立市、昭島市、福生市、東大和市、立川市、日野市、東久留米市、小金井市、府中市、稲城市、国分寺市	5,000
Dエリア	羽村市、武蔵村山市、瑞穂町、青梅市、あきる野市、日の出町、桧原村、奥多摩町	10,000
<p>【備考】 1. 交通不便地等の場所により、上記に想定した検査が実施しがたい場合には、上記に代えて別途計算した実費を加算することができる。</p> <p>2. 島しょ部の業務については、交通費等実費相当額（宿泊を要する場合は、当該宿泊費相当額を含む。）及び検査のため出張した日数1日につき25,000円（小笠原村については1日につき28,000円）を加えた手数料とする。</p> <p>3. 遠隔地でのリモートによる検査を行う場合は別途見積もりとする。</p>		

附則 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る手数料は本手数料表を準用する。

【改定】

- 2007.6.11
  - ・ 構造計算適合性判定手数料の追加
  - ・ 年度内 4 件以上の申請による建築確認手数料減額制度の削除
- 2007.8.8
  - ・ 建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額（面積により 1.2～1.8 倍）
  - ・ 用途別の手数料金額を解消し、一律の料金体系に変更
- 2012.4.1
  - ・ 公益財団法人への移行による機関名称の変更
- 2013.10.1
  - ・ 法第 6 条第 1 項第 4 号（一戸建ての住宅に限る）の手数料の新設
- 2015.6.1
  - ・ 床面積 1,000 ㎡超えの建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額（面積により 1.05～1.15 倍）
  - ・ 床面積 200,000 ㎡超えの建築確認、中間検査及び完了検査手数料の追加
  - ・ 増築申請に係る既存遡及部分に関する審査手数料の追加
  - ・ 告示計算を用いる避難安全検証に係る審査手数料の追加
  - ・ 告示計算を用いる耐火性能検証に係る審査手数料の追加
  - ・ 特殊な構造計算に係る審査手数料の追加
  - ・ 構造計算適合性判定手数料を削除
  - ・ 構造計算適合性判定を省略する確認審査申請手数料 及び 構造計算適合性判定に要する事務手数料の新設
  - ・ 特定天井に関する確認審査手数料の新設
  - ・ 仮使用認定手数料の新設
  - ・ 工作物の確認申請及び完了検査手数料の区分を高さごとに変更し、手数料を増額（高さにより 1.30～4.85 倍）
  - ・ 昇降機等の確認申請及び完了検査手数料の増額（1.20 倍）
  - ・ 昇降機等の確認申請及び完了検査手数料に H E V を追加
- 2017.8.1
  - ・ 省エネ適合性判定手数料の新設
- 2019.1.4
  - ・ 法第 6 条第 1 項第 4 号（一戸建ての住宅に限る）の手数料「木密地域」の限定を付加し、対象面積を 300 ㎡までとした
  - ・ 建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額
  - ・ 床面積 200 ㎡超えの建築確認、中間検査及び完了検査手数料の増額
  - ・ 床面積 200 ㎡超え 500 ㎡以内の床面積区分の新設
  - ・ 床面積 2,000 ㎡超え 4,000 ㎡以内の床面積区分の新設
  - ・ 床面積 4,000 ㎡超え 6,000 ㎡以内の床面積区分の新設
  - ・ 床面積 2,000 ㎡超え 4,000 ㎡以内の床面積区分の新設
  - ・ 床面積 20,000 ㎡超え 50,000 ㎡以内の床面積区分の新設
  - ・ 現場再検査に関する手数料規定の新設
  - ・ 届出手数料（軽微変更）の新設
  - ・ 構造計算を行った棟数が 2 以上の構造強度に係る審査手数料の新設
  - ・ 特定天井に関する確認審査手数料の増額
  - ・ 天空率の審査手数料の新設
  - ・ 仮使用認定手数料床面積区分と建築確認床面積区分を整合し、増額
  - ・ 工作物の手数料を増額
  - ・ 建築設備のうち、用語整理
  - ・ 遠距離加算のエリアを追加、エリア対象市区町村の整理
  - ・ その他特別な事情に関する手数料規定の新設
- 2023.6
  - ・ 電子申請時に消防同意に必要な紙による出力についての手数料を追加
- 2024.4
  - ・ 建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定手数料の増額（昇降機も含む）
  - ・ 床面積 100 ㎡以内の床面積区分の削除
  - ・ 床面積 200,000 ㎡越え 300,000 ㎡以内の床面積区分の新設
  - ・ 床面積 300,000 ㎡越え の床面積区分の新設
  - ・ 天空率審査手数料の下限値の見直し
  - ・ 証明書発行・軽微変更手数料の増額
  - ・ 昇降機等の確認申請、計画変更申請及び完了検査手数料の増額
  - ・ 小荷物専用昇降機の併願申請時における審査手数料の新設
  - ・ 遠距離加算手数料の増額
- 2025.4
  - ・ 建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定手数料等の増額
  - ・ 申請床面積の合計が 300 ㎡以内の構造審査の手数料を新設
  - ・ 建築物省エネ法に係る審査及び検査手数料の見直し
  - ・ 計画通知等の手数料の設定（確認申請等の手数料を準用）
  - ・ 届出手数料の見直し
  - ・ 遠隔地のリモート検査について例外規定を新設